

防整施第6944号
28.3.31
改正 防整施第10050号
29.6.28
改正 防整施第2825号
30.3.7

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事請負契約に係る施工能力評価型総合評価落札方式の試行について（通知）

標記について、別添のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約に係る施工能力評価型総合評価落札方式の試行について（防整施第15616号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙、別表第1～別表第3、別図、別紙様式第1、別紙様式第2
配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

施工能力評価型総合評価落札方式に関する実施要領

1 目的

技術的な工夫の余地が小さい工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）においては、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画、同種工事の施工実績、工事成績等に基づく技術力と入札価格を総合的に評価する【簡易型】を適用しているところであるが、これに加えて事務手続の簡素化を図った企業・技術者の施工実績及び工事成績等の能力評価を重視する「施工能力評価型」を試行的に導入することとする。

2 適用範囲

技術的な工夫の余地が小さい工事で予定価格が原則5億円未満の工事を対象とする。

ただし、次の各号に該当する工事は除くものとし、適用範囲をいたずらに広くしないものとする。

(1) 設計・施工一括発注方式について（防整施第6942号。28.3.31）の別紙第2項に基づき、設計・施工一括発注方式を適用する工事

(2) 建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28.3.31）第1第1項第1号に基づき、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要があると契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が認める工事

3 本方式の実施

本方式の実施にあたって、本要領において定めるもののほか、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（施本第758号(CCP)。12.4.14）、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6928号。28.3.31）及び建設工事請負契約に係る施工体制確認型総合評価落札方式について（防整施第6929号。28.3.31）（以下「施工体制通知」という。）により実施するものとする。

4 入札公告及び入札説明書

(1) 入札公告は、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称

イ 競争入札に付する事項（工事概要）

ウ 追加工事の名称、数量及びその入札公告の予定時期並びに最初の入札公告の日付

エ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

オ 契約条項を示す場所（関連情報を入手するための照会窓口）

カ 入札説明書を入手する方法及び場所

キ 競争執行の場所及び日時

ク 契約の手続において使用する言語

ケ 入札保証金に関する事項

コ 入札の無効

サ 落札者の決定方法

シ 契約書作成の要否

ス その他必要な事項

(2) 入札説明書は、前号（カを除く。）及び次に掲げる事項を記載する。

ア 契約担当官等の所属する部署の所在地

イ 工事の仕様その他の明細

ウ 開札に立ち会う者に関する事項

(3) その他必要な書式については、施工体制通知から適宜修正を行い引用するものとする。

5 評価項目

本方式における、技術力に係る評価内容は、別表第1によるものとする。

なお、都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とすることも可能とするが、直轄工事における工事成績評定点との評価方法や平均点等の違いに留意すること。

また、都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とする場合の配点については、工事成績評定相互利用対象工事と同一とする。

6 施工体制評価項目

施工体制評価項目としては、品質確保のための実効性及び施工体制確保の確実性を標準として設定するものとし、施工体制通知によるものとする。

7 手続きに要する日数

別図に示す日数を参考とするものとする。

8 技術的能力の審査（資格要件の審査）

別表第2により審査する。

9 評価結果の整理

評価結果の整理については、次のとおりとする。

(1) 別表第1を入札参加者ごとに作成し評定点を集計する。

(2) 前号に基づき入札参加者ごとに集計した評定点は、別表第3により整理する。

(3) 整理した評価結果（評定点）は、各入札参加者の「加算点」を算定するための資料とする。

なお、「加算点」は、20点とする。

10 落札者の決定等

総合評価による落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、企業の技術力、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況（施工体制確認型総合評価落札方式に限る。）並びに価格を総合的に評価した指標である「評価値」が最も高い者とする。

11 落札者決定後の公表

契約担当官等は、落札者を決定した場合は契約締結後速やかに、競争参加資格が認められた者について第1号から第4号に掲げる事項を別紙様式第1により、第5

号に掲げる事項を別紙様式第2により文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）の長が定める閲覧場所をいう。）に備え置いて閲覧に供するほか、ホームページに掲載するものとする。

なお、予定価格を下回っていない入札参加者及び基準評価値を上回っていない入札参加者の加算点は公表しない。

- (1) 業者名
- (2) 各業者の入札金額
- (3) 各業者の技術評価点
- (4) 各業者の評価値
- (5) 各業者の評価点の内訳

1.2 地域精通度等に係る評価

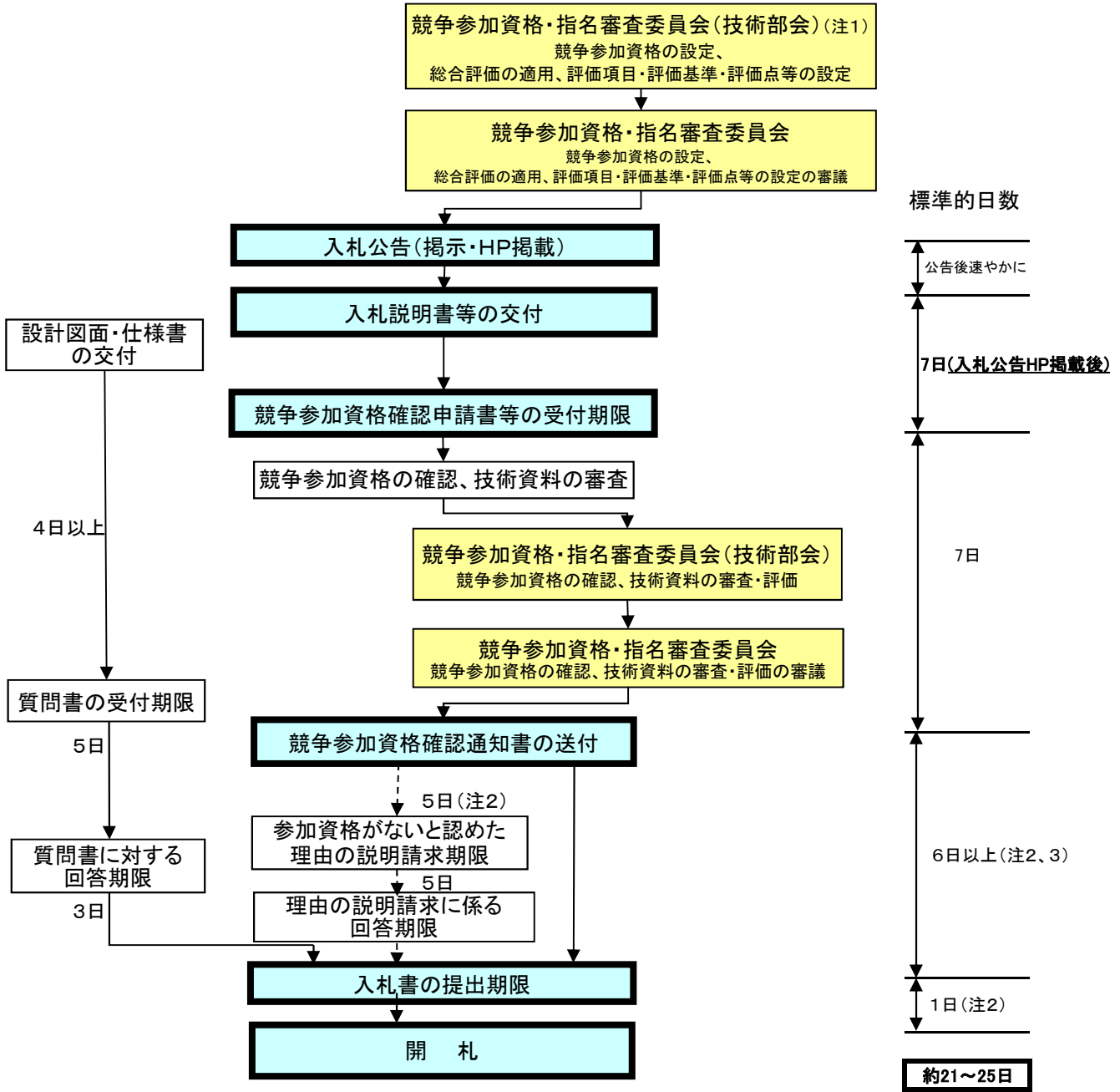
地域精通度等に係る評価を行う場合には、別表第1の「地域精通度等」の評価項目において評価を行うものとする。評価する内容については「評価の細目」の中から、当該工事の品質向上に繋がる有効なものを選択し、「地域精通度等」全体としての配点の上限は10点とする。ただし、1細目あたりの配点の上限は5点とする。

なお、企業の施工能力との配点合計は20点とする。

1.3 雑則

- (1) 本要領に定めるもののほか、本要領の運用に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長が定めるものとする。
- (2) 本要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

一般競争入札(基準額未満)における標準的な業務の流れ及び所要日数
〔総合評価落札方式(施工能力評価型)〕



注1: 技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。

注2: 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。

注3: 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求がなかった場合であり、当該説明請求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

評価表(施工能力評価型)

企業名:

(単位:点)

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	配点	採点
企業 の 施 工 能 力	企業 の 施 工 能 力	同種工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間に完成・引渡しが完了した工事1件 (平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	防衛省発注機関	6	
			工事成績相互利用登録機関又は国 ^{※1} 又は地方公共団体	4	
			その他	2	
		工事成績 当該工事の同種工事で当該年度及び前年度から過去5年間に完成・引渡しが完了した工事1件の工事成績評定点(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事、参加要件とした地域内に限る。)	防衛省発注機関(85点以上)	8	
			工事成績評定相互利用対象工事(85点以上)	7	
			防衛省発注機関(80点以上)	6	
			工事成績評定相互利用対象工事(80点以上)	5	
			防衛省発注機関(75点以上)	4	
			工事成績評定相互利用対象工事(75点以上)	3	
			防衛省発注機関(70点以上)	2	
	工事成績評定相互利用対象工事(70点以上)	1			
	70点未満又は工事成績なし	0			
	当該防衛省発注機関において、当該年度及び前年度から過去5年間に完成・引渡しが完了した工事成績(平成〇年4月1日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	同一工種において65点未満の実績あり、工事成績の評価を0点とする。			
	優秀工事等顕彰等の実績(同一工種) 当該年度及び前年度から過去3年間の顕彰等の実績(参加要件とした地域内の実績に限る。)	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき 4	合計で最大4点とする。	
		当該地方防衛局長の感謝状の贈与	1件につき 3		
		当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき 2		
		工事成績相互利用登録機関又は国 ^{※1} の優秀工事顕彰等 ^{※2}	1件につき 1		
		地方公共団体の優秀工事顕彰等 ^{※2}	1件につき 1		
	なし	0			
	品質管理マネジメント規格(ISO9000s)の取得状況	認証を取得済	1		
認証を未取得		0			
環境マネジメント規格(ISO14000s)の取得状況		ISO9000sの取得且つISO14000s又はISO9000sの取得且つISO27000sを取得の場合のみ加点	1		
情報セキュリティマネジメント規格(ISO27000s)の取得状況					
地域 精 進 度 等 ^{※3}	地理的条件1(近隣地域内における施工実績) 当該年度及び前年度から過去5年間の施工実績(平成〇年4月1日から公告日までの実績)	〇〇県内での施工実績あり			
		〇〇県内での施工実績なし			
	地理的条件2(本店(社)、支店、営業所の所在)	当該地域内に本店(社)の所在あり			
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり			
		当該地域内に拠点なし			
	地産品の使用状況 当該年度及び過去2年間に〇〇県内で生産・製造された建設資材の使用状況(平成〇年4月1日から公告日までの実績)	使用あり			
		使用なし			
	地元企業の採用状況	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上		合計で最大10点とする。	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以上30%未満			
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満			
災害協定等による地域貢献度の実績	〇〇県内の災害協定等あり				
	〇〇県内の災害協定等なし				
ボランティア活動による地域貢献度の実績 〇〇県内における当該年度及び前年度から過去2年間の平成〇年4月1日から公告日までの実績	活動実績あり(県内特定地域) ^{※4}				
	活動実績あり(同一県内) ^{※4}				
	活動実績なし				
不発弾処理対策 当該年度及び前年度から過去15年間の実績(平成〇年4月1日から公告日までの実績)	〇〇県内での実績あり				
	〇〇県内での実績なし				
難 工 事	難工事の工事成績 過去2年間に、〇〇防衛局 ^{※5} の管轄区域に所在する防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績(平成〇年〇月〇日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事)	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1		
		実績なし又は工事成績が70点未満	0		
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置 ^{※7} [次の3つの条件を満たす場合に評価する] ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が30人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱い、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準A、B、Cが混在する場合は、30人・日となる組み合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。 ^{※8}	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2		
		B 当該都道府県にある駐屯地等 ^{※9} において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1		
		C 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等 ^{※10} において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5		
		なし	0		

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	配点		採点
				役職あり ^{※6}	役職なし	
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験 当該年度及び前年度から過去15年間に完成・引渡しが完了した工事	防衛省発注機関(当該年度及び前年度～過去3年間)	6	4	
			防衛省発注機関(前年度から起算して過去4年～15年間)	5	3	
			工事成績相互利用登録機関又は国 ^{※1} 又は地方公共団体(当該年度及び前年度～過去3年間)	3	2	
			工事成績相互利用登録機関又は国 ^{※1} 又は地方公共団体(前年度から起算して過去4年～15年間)	2	1	
			その他(当該年度及び前年度～過去3年間)	1	0	
			その他(前年度から起算して過去4年～15年間)	0	0	
		監理(主任)技術者又は現場代理人の経験 当該工事の同種工事で当該年度及び前年度から過去5年間に完成・引渡しが完了した工事1件の工事成績評定点(参加要件とした地域内の実績に限る。)	〇〇防衛局 ^{※5} の管轄区域に所在する防衛省発注機関(85点以上)	8	同一工種において65点未満の実績あり、監理(主任)技術者又は現場代理人の経験の評価を0点とする。	
			工事成績評定相互利用対象工事(85点以上)	7		
			〇〇防衛局 ^{※5} の管轄区域に所在する防衛省発注機関(80点以上)	6		
			工事成績評定相互利用対象工事(80点以上)	5		
			〇〇防衛局 ^{※5} の管轄区域に所在する防衛省発注機関(75点以上)	4		
			工事成績評定相互利用対象工事(75点以上)	3		
	優秀工事等技術者顕彰等の実績(同一工種) 当該年度及び前年度から過去3年間の顕彰等の実績(参加要件とした地域内の実績に限る。)	〇〇防衛局 ^{※5} の管轄区域に所在する防衛省発注機関において、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した当該年度及び前年度から過去5年間の工事成績				
		大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	1件につき 5			
		当該地域を管轄する地方防衛局調達部長又は当該地域を管轄する地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰若しくは大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰受賞工事に監理(主任)技術者又は現場代理人として従事(当該地域を管轄する地方防衛局等の実績に限る。)	1件につき 4			
		当該地域を管轄する地方防衛局調達部長又は当該地域を管轄する地方防衛支局長の優秀工事等顕彰受賞工事に監理(主任)技術者又は現場代理人として従事(当該地域を管轄する地方防衛局等の実績に限る。)	1件につき 3			
		工事成績相互利用登録機関、国 ^{※1} 又は地方公共団体の優秀工事技術者顕彰等受賞実績 ^{※2}	1件につき 2			
		工事成績相互利用登録機関、国 ^{※1} 又は地方公共団体の優秀工事顕彰等受賞工事に監理(主任)技術者又は現場代理人として従事 ^{※2}	1件につき 1			
	継続教育(GPD)取り組み状況	推奨単位取得	2			
		推奨単位の過半を取得	1			
なし		0				
難工事の工事実績	工事成績が75点以上	2				
	企業が申請した難工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事していた場合 工事成績が70点以上75点未満	1				
	工事成績が70点未満	0				
その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する〇〇防衛局 ^{※5} での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ※ 過去6月とは、申請書等の提出期限日の前日から遡ること6月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。	指名停止期間(累積):6月以上	-3			
		指名停止期間(累積):3月以上6月未満	-2			
		指名停止期間(累積):3月未満	-1			
		文書注意	-1			
		口頭注意	-1			
		該当なし	0			
合計評価点				46		

合計で最大5点とする。

は、選択項目である。

- ※1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条の特殊法人等を含む。
- ※2 表彰の主旨が工事成績が優秀で、他の工事の規範とするにふさわしいとしているもの(安全工事表彰の類は除く)。
- ※3 評価項目に地域精通度等を設定した場合の全体としての配点の上限は、10点とし、企業の施工能力との配点の合計は20点とする。
- ※4 「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地域の特性を考慮し、「県内特定地域」及び「同一県内」を具体的に記載する。
- ※5 当該防衛省発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等をいう。
- ※6 役職ありとは、監理(主任)技術者又は現場代理人の経験をいう。
- ※7 「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場において実施する工事の場合に選択する。
- ※8 評価基準の異なる現場配置予定者が複数いる場合は、次の例1～例3を参考に評価を行う。

例1:Aが30人・日、Bが10人・日の場合は2点、例2:Aが20人・日、Bが10人・日の場合は1点、例3:Aが20人・日、Cが10人・日の場合は0.5点

※9 当該都道府県内にある駐屯地等は、予備自衛官等の自衛官在職時の出身区分(陸自、海自、空自)と同一区分に限る。

北海道の場合は、広域に亘ることから、以下の地域区分を都道府県内とみなす。

陸上自衛隊…地域①: 札文、稚内、名寄、遠軽、旭川、近文台、上富良野、多田、沼田、留萌

地域②: 美幌、標津、別海、釧路、足寄、鹿追、帯広

地域③: 日高、安平、早来、静内、島松、北恵庭、南恵庭、北千歳、東千歳、白老、幌別

地域④: 滝川、美唄、岩見沢、丘珠、苗穂、札幌、豊平、真駒内、倶知安、函館

海上自衛隊…地域①: 余市、函館、稚内、松前(白神含む。)

航空自衛隊…地域①: 稚内、網走、根室、襟裳、長沼、千歳、当別、八雲、奥尻島

※10 当該都道府県内にある駐屯地等は隣接する県内は、当該都道府県内に所在する同一区分(陸自、海自、空自)の駐屯地等が1つのみの場合、隣接する県内の同一区分の駐屯地等を適切に設定する。

技術的能力審査結果表(施工能力評価型用)

工事件名: _____

審査項目	審査の細目	A社	B社	C社	D社	E社
企業の 施工能力	同種工事の施工実績						
配置予定 技術者の 能力	資格						
	同種工事の施工経験						
一般審査 事項	予決令						
	資格認定						
	指名停止						
	設計業務						
総合判定							

注: 1 「同種工事の施工実績」欄は、企業の施工実績の審査結果を記録する。(適格=○、欠格=×)

2 「資格」欄は、配置予定技術者の資格の審査結果を記録する。(適格=○、欠格=×)

3 「同種工事の施工経験」欄は、配置予定技術者の施工経験の審査結果を記録する。(適格=○、欠格=×)

4 「予決令」欄は、予決令第70条及び第71条の該当の有無について記録する。(有=×、無=○)

5 「資格認定」欄は、防衛省における資格認定及び当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等への競争参加希望の有無について記録する。
(有=○、無=×)

6 「指名停止」欄は、該当局等において指名停止中であるか否かを記載する。
(指名停止中=×、指名停止中でない=○)

7 「設計業務」欄は、対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面関連の有無について記録する。
(有=×、無又は該当の有無が不明な場合=○)

8 「総合判定」欄は、全ての事項について1カ所でも×がある場合は×を、全ての事項が○の場合は○を付す。

9 入札参加者名は、アルファベットで記載し、入札参加者数に応じて、適宜列数を増減するものとする。

落札者決定結果整理表(施工能力評価型)

工事件名: _____

評価区分	評価項目	評価の細目	評価点(配点)	A社	B社	C社	D社	E社	...
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	6点	点	点	点	点	点	点
		同種工事の工事成績	8点	点	点	点	点	点	点
		優秀工事顕彰等の実績	4点	点	点	点	点	点	点
		ISOの取得状況	2点	点	点	点	点	点	点
	地域精通度等(必要に応じ記載)		点	点	点	点	点	点	点
			点	点	点	点	点	点	点
			点	点	点	点	点	点	点
難工事	難工事の工事実績	1点	点	点	点	点	点	点	
性企業・社会性類	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置	2点	点	点	点	点	点	点
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	6点	点	点	点	点	点	点
		監理(主任)技術者又は現場代理人の経験	8点	点	点	点	点	点	点
		優秀工事技術者顕彰等の実績	5点	点	点	点	点	点	点
		継続教育(CPD)の取り組み状況	2点	点	点	点	点	点	点
	難工事	難工事の工事実績	2点	点	点	点	点	点	点
その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ	0点	点	点	点	点	点	点	点
評価点の得点(評価点の合計)			46点	点	点	点	点	点	点

注: 入札参加者名は、アルファベットで記載し、入札参加者数に応じて、適宜列数を増減するものとする。



■ 入札結果一覧

(A) 予定価格(億円)	
(B) 基準評価値【標準点(100点:固定)÷予定価格(A)】	

入札結果	A社	B社	C社	D社	E社	...
①入札価格(億円)						
②加算点【満点を20点で設定し比例配分】	点	点	点	点	点	点
③技術評価点【標準点(100点:固定)+加算点(②)】	点	点	点	点	点	点
④評価値【技術評価点(③)÷入札価格(①)】						
順位						
落札者						

注: 1 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者に付与する。評価点の合計値が最高点の者に満点の加算点を付与する。

2 加算点、技術評価点及び評価値は小数点以下第4位を切り捨てる。

